

2026年4月1日

【重要】緩和薬物療法認定薬剤師 認定制度改定のご案内

一般社団法人 日本緩和医療薬学会
理事長 成田 年
認定薬剤師制度委員長 吉澤 一巳

拝啓 会員の皆様におかれては時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当学会では、2009年度より緩和薬物療法に貢献できる知識・技能・態度を有する薬剤師を「緩和薬物療法認定薬剤師」として認定してまいりました。少子高齢化が進む中、緩和医療に携わる薬剤師には、より幅広い知識と実践的な臨床能力が求められます。

これまで本認定制度では、書類審査に合格した方のみが認定試験を受験可能でしたが、**2027年度(2027年9月募集)より、書類選考と認定試験両方を実施する方式に変更いたします。**

申請受付は従来どおり9月に申請システムで行い、認定CBT試験を翌年1月に実施するスケジュールに変更はありません。書類選考と認定CBT試験の両方に合格した方を認定とします。

書類選考のみ合格し試験が不合格の場合、翌年度は書類審査が免除されます。試験のみ合格し書類選考が不合格の場合、翌年度は試験が免除されます。

以上、ご案内申し上げますとともに、今後も当学会活動並びに認定事業にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

緩和薬物療法認定薬剤師 新規要件

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること
2. 申請時において、薬剤師としての実務歴を3年以上有する日本緩和医療薬学会（以下、本学会）の会員であること。
3. 申請時において、「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」「日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師」「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」のいずれか一つ以上の資格を有していること。
4. 申請時において、引き続いて1年以上、緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟を有している病院、診療所等のいずれかの施設において緩和医療に従事している薬剤師であること（所属長の証明が必要）、あるいは申請時において、引き続いて1年以上、麻薬小売業者免許を取得する保険薬局等に勤務し、緩和医療に従事していること（薬局開設者の証明が必要）。
5. 申請時3年以内で、かつ、本会会員として認定対象となる講習等を所定の単位（計60単位、毎年20単位）以上履修していること。申請時3年以内に、疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会（がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会）（厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催）に1回以上参加していること。
6. 薬剤師として実務に従事している期間中に、本学会年会において緩和医療に関する学会発表（一般

演題)を発表者として1回以上行っていること。

7. 緩和医療領域薬剤管理指導の実績について本学会所定の様式に従い6症例提示できること。提出する症例報告において初回介入が過去3年以内であること。
8. 所属長(病院長あるいは施設長等)または保険薬局においては開設者の推薦があること。
9. **緩和薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。**

上記1~9のすべてを満たした者は、緩和薬物療法認定薬剤師認定に申請することができる。

以上

【問合せ先】

一般社団法人 日本緩和医療薬学会事務局

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目4-8 日栄ビル703A

あゆみコーポレーション内

TEL. 06-4256-6010 FAX. 06-6441-2055

E-Mail : jpps@ayoume.jp

学会 WEB サイト : <http://jpps.umin.jp/>